

# 令和6年度 流山市防犯灯マニュアル



【令和6年4月～】

# 目次

1. 防犯灯とは.....	3
2. 防犯灯の不点灯・不具合を発見した場合.....	5
3. 防犯灯の設置等について.....	6～10
(1) 設置等の基準及び注意事項.....	6
(2) 要望に際して必要となる書類.....	7
(3) 要望書を提出してから設置等が完了するまでの流れ.....	8
(4) 流山市防犯灯設置等要望書の記入例.....	9～10
(5) 要望箇所の周辺地図及び現場写真の例.....	11
4. Q&A .....	12

# 1. 防犯灯とは？

防犯灯とは、夜間における歩行者の通行の安全を図り、犯罪被害の未然防止及び良好な照度環境の確保を目的として設置される照明灯です。

平成27年度までは自治会で設置及び維持管理をしていただいていたが、平成28年4月から「流山市LED防犯灯一括整備・管理事業」として、市が防犯灯の設置・移設・撤去（以下「設置等」という。）及び維持管理を行っています。



防犯灯（電柱共架型）

## 【防犯灯以外の照明灯について】

市内には、防犯灯以外にも様々な種類の屋外照明があります。流山市で管理している防犯灯以外の主な屋外照明灯は、下記の道路照明灯、公園照明灯及び商店街街路灯です。不点灯等を発見した際は、下記の各管理部署へお問い合わせいただくよう、ご協力をお願いします。

### 道路照明灯

夜間の交通事故を防止するために設置された、大型の照明灯をいいます。形状は様々ですが、右記写真のタイプのものが多くみられます。

管理部署：道路管理課（☎7150-6093）



道路照明灯例

### 公園照明灯

公園内の照明を目的に設置された、公園やその周辺に設置されている照明灯をいいます。

管理部署：みどりの課（☎7150-6092）



公園照明灯例

## 商店街防犯灯

平成31年4月から、道路管理課及びコミュニティ課で管理しています。

管理部署：道路管理課（☎7150-6093）

コミュニティ課（☎7150-6076）



商店街防犯灯例

※ その他の屋外照明灯に関するお問い合わせは、民間事業者等で管理する照明灯になりますので、管理者にお問い合わせいただくよう、お願いします。

## 2. 防犯灯の不点灯・不具合を発見した場合

防犯灯の不点灯や不具合などを発見した場合は、下記のコールセンターへお問い合わせください。

修理等は、市の事業として実施しますので自治会の費用負担はありません。

※ 自治会や個人で電気工事店などへ修理依頼した場合、自己負担となりますのでご注意ください。

### 【お問い合わせ先】

パナソニック EW エンジニアリング株式会社 コールセンター

☎0120-112-509 受付時間：平日9：00～17：00

※ お問い合わせの際は、下記を参考に、出来るだけ詳しく防犯灯の情報をお伝えください。

NTT 柱番号

- ① お客様のお名前
- ② 東電柱番号（ない場合は NTT 柱番号）
- ③ 防犯灯所在地  
（不明な場合には、目印となる建物の名称など。）
- ④ 症状（不点灯、点滅しているなど。）

東電柱番号



### 【電柱番号とは？】

電柱に設置されたプレートの番号（電柱識別番号）のことを電柱番号といいます。これは「この電柱がどこに建っているのか」という、電柱の住所のようなものです。

電柱番号のプレートは、2種類あります。1つは、東京電力が設置しているもの、もう1つは、NTTが設置しているものです。

上記写真のように「東京電力のプレート」と「NTTのプレート」の両方が設置されている場合は、「東京電力のプレート」の番号をお伝えください。

### 3. 防犯灯の設置等について

市では、各自治会からの要望により、防犯灯の設置等を行います。  
要望に際しては、下記の（１）～（５）をご一読ください。

#### （１）設置等の基準及び注意事項

##### 【防犯灯の設置等の基準】

###### 流山市防犯灯設置等要綱 第3条（設置等の基準）より抜粋

（設置等の基準）

第3条 防犯灯は、次の各号に掲げる基準により設置する。

- （１） 設置場所は、不特定多数の通行者が利用する道路を照明する場所とする。
- （２） 灯具は、東電柱又はN T T柱に共架するものとする。ただし、共架できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、これに類するものに設置する。
- （３） 終夜点灯する屋外照明が設置箇所周辺に存在する場合は、直線距離おおむね40メートル以上の間隔で防犯灯を設置するものとする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- （４） 設置高は、原則として地上から4.5メートル以上（歩道においては3.0メートル以上）とする。
- （５） 防犯灯に使用する灯具は、省エネルギータイプとし、市長が別に定める仕様を満たすものとする。

##### 【注意事項】

- ① 灯具は、**原則、電柱に共架**となります。
- ② 単独のポール柱は、腐食等により撤去が必要となり、付近に移設できる電柱がない場合など、やむを得ない場合に建柱することを想定しています。
- ③ 要望の際は、**事前に周辺住民から同意を得て**いただくようお願いします。
- ④ 私有地への設置の要望をする場合は、「土地使用承諾書（第2号様式（第5条関係））」により、土地所有者の方にあらかじめ承諾を得る必要があります。

## (2) 要望に際して必要となる書類

防犯灯の設置等の要望に際しては、下記の書類が必要となります。

### ① 流山市防犯灯設置等要望書（第1号様式（第4条関係））

記入例については、9～10ページをご参照ください。

### ② 要望箇所の周辺地図及び現場写真

11ページをご参照ください。

### ③ 自治会の総会又は役員会で承認されたことを証する書類

別添の「自治会の総会又は役員会で承認されたことを証する書類」をご利用ください。（総会又は役員会で決議された旨が記載された部分の議事録の写しでも可）

### ※ その他市長が必要と認める書類

必要に応じて、別途書類をご提出いただく場合があります。

「流山市防犯灯設置等要望書（第1号様式（第4条関係））」、「自治会の総会又は役員会で承認されたことを証する書類」及び「令和6年度 流山市防犯灯マニュアル」は、市ホームページから、ダウンロードすることができます。下記URL又はホームページサイト階層の順番で該当ページまで進んでください。

#### 【URL】

<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1002704/1002705/1017114/1017123.html>

#### 【ホームページサイト階層】

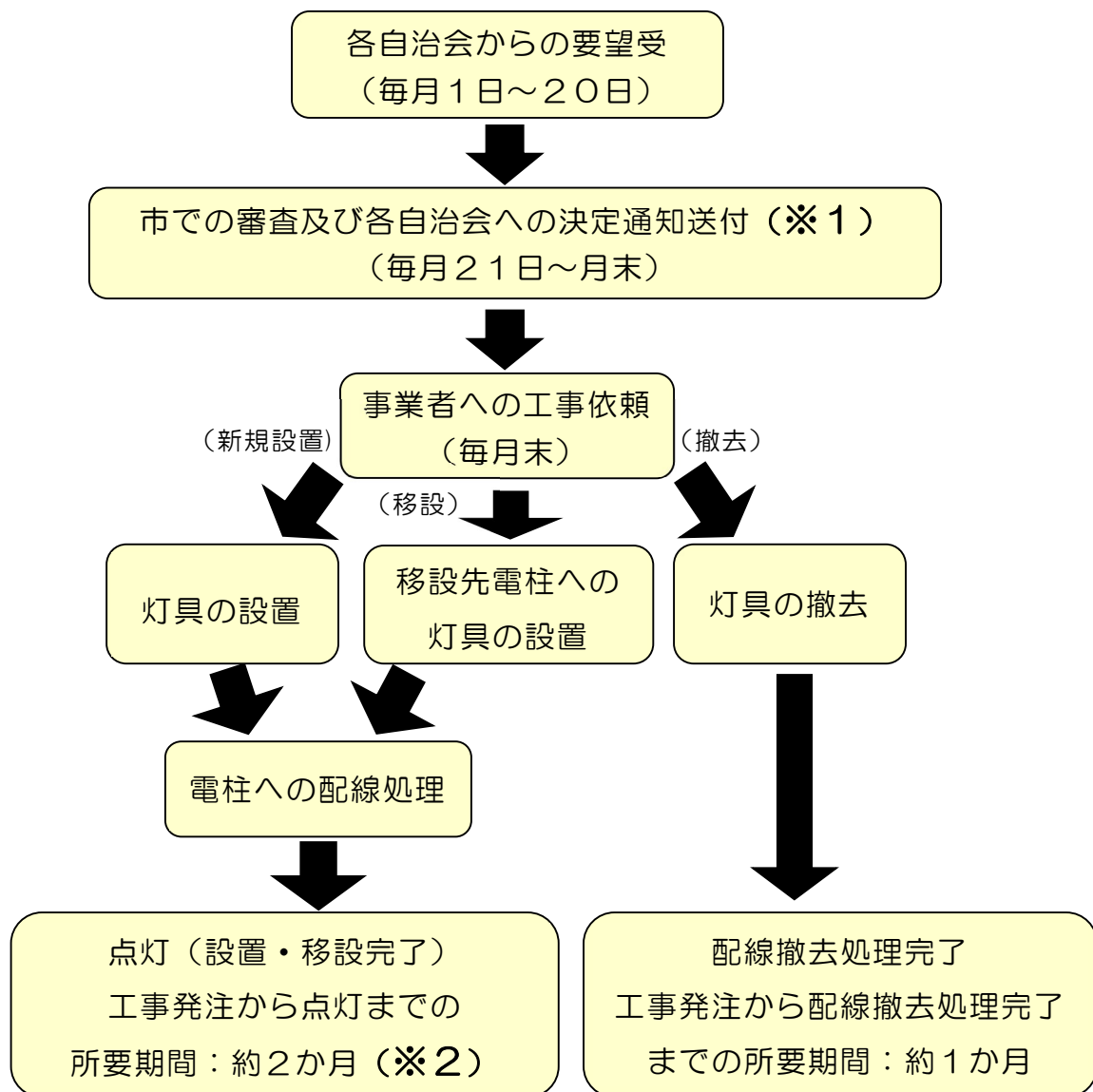
「トップページ」>「くらしの情報」>「防犯・交通安全」>「防犯」>

「防犯灯」>「防犯灯の設置・移設・撤去について」

### (3) 要望書を提出してから設置等が完了するまでの流れ

要望書の受付から防犯灯の設置等が完了するまでの流れは、下記のとおりです。令和6年度も、各月分を毎月20日まで受け付けし、その後、審査及び各自治会への決定を行い、毎月末に事業者へ工事発注をします。

なお、各自治会からの要望は、令和7年1月20日(月)(1月分)まで受け付ける予定ですが、要望灯数が上限に達した場合は、受付を早期に終了させていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。



※1 「流山市防犯灯設置等要綱第3条 設置等の基準」に基づき、設置可否を審査し、結果について通知します。

※2 NTT柱への設置等については、東京電力に加え、NTTへの灯具の添架申請等の手続きがあるため、工事発注～作業完了まで更に日数を要することがありますので、あらかじめご了承ください。



## (4) 流山市防犯灯設置等要望書の記入例

第1号様式（第4条関係）

### 流山市防犯灯設置等要望書

年 月 日

(宛先) 流山市長

自治会名 ●●●自治会

代表者氏名 会長 ●●●● ●●● ●

(署名の場合は押印不要)

住所 流山市 平和台1-1-1

電話番号 04-1234-5678

連絡者氏名 ●●●● ●●●

連絡者電話番号 ●●●-●●●●-●●●●

当自治会区域内の防犯灯について、**設置（移設・廃止）**したいので、流山市防犯灯設置要綱第4条の規定により次のとおり要望します。

記

要望する事項に○印

#### 1 要望事項

番号	内 容	添付書類
1	防犯灯の設置 3 灯	・設置箇所図 ・現場写真
2	既存防犯灯の移設 2 灯	
3	既存防犯灯の撤去 2 灯	

#### 2 要望箇所等の概要 裏面のとおり

#### 3 要望理由

設置：(例) 開発行為によって新規に開発された箇所周辺の防犯灯が未整備であるため。  
移設：(例) 周辺住民から移設要望が寄せられ、付近に設置が可能な電柱があるため。  
撤去：(例) 周辺住民から撤去要望が寄せられたため。

#### 4 添付書類 要望箇所の周辺地図及び現場写真

土地使用承諾書（第2号様式）※私有地設置の場合のみ  
自治会の総会又は役員会で承認されたことを証する書類

【新規設置及び廃止要望概要】

番号	設置 撤去	要望する事項を記入	電柱番号	優先順位
1	設置	流山市●●●● 1 - 1 - 1	平和 1 2 3	1
2	設置	流山市●●●● 2 - 2 - 2	平和 1 2 4	2
3	設置	流山市●●●● 3 - 3 - 3	平和 1 2 5	3
4	撤去	流山市●●●● 4 - 4 - 4	平和 1 2 6	1
5	撤去	流山市●●●● 5 - 5 - 5	平和 1 2 7	2
6				
7				
8				
9				
10				

東電柱番号とNTT柱番号の両方のプレートがついている場合  
→東京電力の電柱番号

優先順位を記入

【移設要望概要】

※移設要望がある場合に記入

番号	移設元住所	移設元 電柱番号	移設先住所	移設先 電柱番号
1	流山市●●●● 1 - 1	平和 1	流山市●●●● 1 - 2	平和 2
2	流山市●●●● 2 - 1	平和 3	流山市●●●● 2 - 2	平和 4
3				
4				
5				

優先順位の高い順に  
上から記入

## (5) 要望箇所の周辺地図及び現場写真の例

現場写真は、電柱付近及び電柱番号のわかるものをお願いします。

### 【新設要望時】



設置箇所図例



### 【撤去要望時】



撤去箇所図例



### 【移設要望時】



移設箇所図例



移設元



移設先

## 4. Q & A

Q1 防犯灯の設置等にあたり、自治会で費用負担することはありますか。

A1 ありません。市の事業の中で費用を負担します。

Q2 個人で、防犯灯の設置等の要望は出来ないのですか。

A2 防犯灯の設置は地域の周辺環境に影響があることから、地域の意見として要望していただく必要がありますので、自治会からの要望のみ受け付けます。防犯灯の設置等を希望する場合には、該当の自治会へご相談いただき、各自治会から市へ要望を挙げていただくよう、ご協力をお願いします。

Q3 「流山市防犯灯設置等要綱 第3条（設置等の基準）第1項第1号」にある「不特定多数の通行者が利用する道路」とは、どのような場所を指すのですか。

A3 袋小路の場所や私道等、特定の人のみが通る場所以外のことを指します。

Q4 自分たちの自治会の区域でない場所に、防犯灯の設置を要望したい場合、市へ要望をすることは可能ですか。

A4 設置先の区域の自治会長へご相談の上、了承を得ていただければ可能です。

Q5 市以外で、防犯灯の設置等を行うことはありますか。

A5 開発行為により民間事業者が防犯灯の設置等を行うことがあります。

なお、民間事業者は開発行為を行う際に、防犯灯の設置等について、開発行為区域に該当する自治会長と事前協議が必要となります。お手数ですが、民間事業者が実施する事前協議にご協力をお願いします。

Q6 設置された防犯灯の高さや向きの変更について、要望することはできますか。

A6 要望は可能ですが、設置先の状況等によっては、実施できないものもありますので、事前にコミュニティ課までご相談をお願いします。



〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所市民生活部コミュニティ課

電話：04-7150-6076